

# 南丹市地域自立支援協議会

## 議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局  
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和5年度第3回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和5年9月11日（月）
2. 開催年月日 令和5年10月30日（月）午後2時～4時10分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
  - (1) 委員の総数 18名
  - (2) 出席者数 13名
  - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長	○	
副会長	山本 美佐子	南丹市身体障害者福祉会理事	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	○	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	○	
委員	高向 一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	中村 拳	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 放課後等デイサービス ひまわりくらぶ 児童発達支援管理責任者	×	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	×	
委員	勝山 貴至	ふない聴覚言語障害センター長	×	
委員	荒樋 修生	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	×	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	山内 晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	保城 幹雄	京都府南丹保健所福祉所長	○	
委員	高橋 正明	花ノ木医療福祉センター 地域支援課相談係相談支援専門員	○	
委員	青山 直子	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		13名	

5. 傍聴者数 2名

## 6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会</p>	<p>皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただき、南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、岩内 守会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。令和5年度第2回南丹市地域自立支援協議会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>暑い時期が続くと思っておりましたが、急に寒くなりました。寒暖差に体がついてきていないような感じもあります。新型コロナだけでなく、季節外れのインフルエンザの流行も起こっており、体調について気を付けないといけない時期となっています。ラグビーワールドカップについても、昨日終了となりました。あのようワンチームで取り組んでいけること、とても良いことだと思いますし、自分たちもそうありたいと思います。</p> <p>本日もお忙しい中お集まりいただき、大変ありがたいです。本日の協議会は、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にかかる素案等について協議していければと思います。どうぞよろしく願いします。</p>
<p>司会</p>	<p>本日の協議会にあたりましては、中村委員、奥村委員、勝山委員、荒樋委員、山内委員の5名から欠席のご連絡をいただいております。次に、会議の成立についてご報告申し上げます。委員数18名のうち本会議の出席委員数は13名です。よって、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の協議会より委嘱しております委員の方に変更がございましたのでご報告させていただきます。南丹市身体障害者福祉会理事の山本 美佐子委員です。前委員の中井 和夫委員がお亡くなりになられたことによる変更となっております。委嘱状については、大変失礼ながら、机の上に置かせていただいておりますことをご了承願うとともに、新しい委員の方におかれましても大変お世話になります。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。南丹市福祉保健部の矢田部長、社会福祉課の田中課長補佐、社会福祉課障害者福祉係の川口係長でございます。また、前回と同様に、昨年度より計画策定業務を委託しております、株式会社ぎょうせいの井川係長、吉川研究員にもご出席いただいております。</p> <p>本日、テーブルにマイク設備を置かせていただいております。発言いただく際</p>

	<p>には、真ん中のボタンを押していただきますと、緑色のランプがつき、声を拾うようになっております。ご発言いただく方につきましては、挙手いただきました後、ボタンを押していただいて、ご発言いただけますようにどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、本日の配布資料についてご確認をお願いします。まず、次第と委員名簿、そして、資料①「南丹市当事者団体ネットワークからの課題提示について」、資料②「南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」、資料③-1「南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子（案）」、資料③-2「地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する南丹市の現状」、最後に資料③-3「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る今後のスケジュールについて」となっております。</p> <p>続きまして、前副会長でおられました中井 和夫委員の委員変更に伴い、次の副会長の選出をさせていただきたいと思っております。南丹市地域自立支援協議会条例第5条第1項で、副会長は委員の互選によることとなっております。どのようにさせていただけたらよろしいか、お諮りいたします。</p>
会長	事務局の方に案はありますか。
司会	ありがとうございます。それでは、事務局より推薦させていただきます。副会長は山本 美佐子委員にお願いしたいと思っておりますがご異議はございませんか。
	(異議なし)
司会	それでは、山本委員どうぞよろしく願いいたします。これより副会長席に移動いただきまして、ごあいさつをお願いいたします。
副会長	副会長に選出いただきました南丹市身体障害者福祉会理事の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。
事務局	それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。
会長	それでは、次第に基づきそれぞれの議題について進めていきます。報告事項(1)南丹市当事者団体ネットワークからの課題提示について、事務局に説明を求めます。
事務局	お手元の資料①をご覧ください。南丹市障害者施策に関する連携体制にある関係機関のひとつに、当事者団体ネットワーク会議がございます。当事者団体の活動強化のため、会議を通して情報交換をしていただいておりますが、構成機関のひとつである精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会より、現状抱えておられる課題や当事者として感じておられることなどについて意見提出をいただきましたので、資料①によりまとめさせていただいております。そこから見えるニーズを共有させていただき、地域課題の抽出へとつなげることを目的として今回は課題提示ということでご覧いただき、

本日協議いただく次期障害者計画にも繋がる部分がありますので、障害福祉の担当として、あるいは障害者相談員の見解も交えながらご報告したいと思います。

資料の中で、課題とされている内容を項目に分けて記載しておりますが、生活面で挙がっている上から見ていきますと、1人暮らしの方の外出支援であったり、グループホームから出られてアパートなどに住む場合の家賃補助の必要性を言われています。障害年金のみで生活するのが苦しい現状を言われてまして、実際の年金受給額を参考に申し上げますと、国民年金の障害基礎年金の場合ですと、1級は月 82,000 円程度、2級は 66,000 円程度であり、現状は親御さんからの援助を受けざるを得ない状況であることを言われています。ただ、その親御さんとの関係性がいい場合ばかりでないことも実際多く、家族といえども関係性というのは非常に難しい現状があります。仮に、親御さんからの援助が難しくても、その場合は生活保護の制度を活用いただくなど、ご相談いただきたいところです。

引きこもり支援については、外出することへの働きかけなどをして、本人や家族へのアプローチが必要と言われております。ただ、本人にとって外に出ることがイコール幸せ、というケースばかりではないので、そこは慎重に支援していく必要がありますし、相談先として府の事業である「脱ひきこもり支援センター」の支援も受けることができます。センター事業としては相談窓口の機能だけではなく、社会的な自立に向かう最初のステップとして、職親制度で就労体験を利用できる事業があります。職親として登録されている民間企業が府内に 126 事業所あるのですが、そこでの就労体験によって生活リズムを立て直したり、働く意欲、自分への自信を取り戻していただくことで、就労へ繋げようとする事業です。職親として就労体験を受け入れていただいた企業には、府から補助金が出されていまして、南丹市では現在 6 事業所が登録されていますが、今後も広がっていくことに期待をしています。

次に、家族（本人）支援として、ピアサポーター制度の充実とありますが、ピアサポーターとは、孤立している引きこもり状態の本人や家族に対して、同じような経験のある当事者や家族が訪問するなどの支援を行う人のことを言います。気持ちを理解できる当事者ならではの目線が活かされながら、よき相談相手となり、お互いの立場に主従関係がなく、あくまでも対等な関係で適切なアドバイスができるという期待から、専門家による支援とは別のアプローチの仕方として、10 年ほど前から活動が行われています。つぼみ会としても、この制度の充実を求められています。実際に、孤立していた精神障がい者の家族にとって安心や気持ちを軽くするなど、本来の家族の力の回復につながったというデータも見られます。ただ、引きこもりといっても、現在では多様化しておりまして、ずっと家にいることのみが引きこもりではなく、他人と交わらない形でひとり外出できる人も現代では引きこもりの範囲に入ります。世間で想像する引きこもり像に合致する場合もあれば、そうでない場合もありますので、実際はピアサポーターと言えども理解することは容易ではなく、時には反感を買ってしまうこともあるという体験も聞きます。南丹圏域のネットワーク会議においても、ピアサポーターの必要性は協議されていますが、当事者になるピアサポーターは、当事者同士の関係が深まるほど共倒れになる危険性もはらんでいるので、慎重な

検討が必要かと思えます。

次の福祉サービスの項目では、相談支援専門員と自立生活援助サービスのことが挙がっています。相談支援専門員の質と量の確保の必要性、その一方で、専門員の過重労働問題や人材不足の解消を言われています。また、自立生活援助サービスですが、これは施設やグループホームからの退所などによって、在宅に戻られた1人暮らしの方への訪問であったり、生活上の困りごとの相談を受けて自分で解決できるよう助言を行うサービスのことです。利用期間は地域移行されてから原則1年間という期限付であり、このような見守りが精神に障がいのある方には必要とのことですが、南丹圏域にはこれを提供する事業所がないのが現状です。また、京都府内でも4箇所のみと聞いておりますので、実際の利用には結び付きにくい現状があります。

就労面では、雇用機会の提供ということで、体調が不安定な方でも能力がある方については、企業の受け入れも柔軟に対応してもらいたいことと、賃金アップも考えてほしいとのこと。それから、以前からもご意見が挙がっていましたが、体験就労の機会をもっと提供してもらいたい内容として、現実的には雇用前提でない体験就労が難しい状況もこれまでの協議会で聞かせていただいておりますが、例えば、就労移行支援サービス提供事業所と企業体験を受け入れる企業との日頃の繋がりであるとか、事業所から企業へ派遣する事例の積み重ね、なども大事なことはないかと思えますし、先ほど報告しました職親制度の利用も視野に入れられるのではと思えます。

次に権利擁護の枠で、成年後見体制ということで、市民後見人などの活動強化を言われているとともに、2人体制についても望まれるご意見が出ております。南丹市で現在活動されている市民後見人は2人ですが、成年後見センターの設置など、取組としては府内でも先進的に行っている事実はご理解いただきたいですし、後見人をつける時に、弁護士などの専門職をつけるのか、または市民後見人をつけるのかは、その方の状況に応じて違ってきますし、家庭裁判所の見解や運営委員会の判断で今後も慎重に対応していくところであると思えます。2人体制については、これを行うと報酬も2倍になりますし、その方の経済的負担にもつながってしまいます。対象の方が、財産の相続問題などを抱える場合であれば、弁護士の方を後見人とし、専門的に処理すべき問題が落ち着けば、そこで市民後見人へバトンタッチするなどのリレー方式によって支援するというのも方法かと思えます。

また、成年後見を利用しない方への支援として、日常的な見守りであったり手続きにおける支援の必要性を言われてまして、これは社協さんの生活相談センターを利用いただいたり、そこへ繋がるきっかけとしてはヘルパーさんからの情報提供から支援に繋がることもあると思えます。

その他、行政との関わりであったり、災害時の安全を守るための福祉避難所の利用についての意見も出ています。福祉避難所については、これまでの協議会でもご説明しておりまして、同じお答えしかできませんが、福祉避難所として協定を結んでいる施設が、いざ災害時に受け入れが可能かどうかは、施設の状況により判断されるものですので、いつでも受け入れということはできません。市が災害時は要配慮者班を設

	<p>置することで、調整役となりますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>そして最後の団体からの意見として、障がいへの差別意識が強くなっていることを感じておられ、社会教育にも力を入れる必要性を言われております。これについては、次期障害者計画においても学齢期、幼い頃からの障がいのある子供さんとの関わりであったり、日常生活の中で当たり前と一緒に過ごして一緒に成長していくこと、基本目標にも「ともに育ち、ともに学ぶ」と掲げている中で、幼少期から地域におけるつながりを深めることで、障がいのある人が抱える課題に対する周囲からの気づきが生まれやすくなり、互いに声掛けができることで、地域による相談支援が日常的に当たり前に行われることを市としても目指しております。</p> <p>また、社協さんによる支援への感謝の気持ちをご意見としていただいております。グループホーム利用者の作業所利用が少ないのではということ、工賃問題とともに身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの方が同じ作業をすることに課題があるのではとのご意見を挙げられています。最後に、団体活動における費用負担が苦しいということですが、これについては市としても大きな金額ではないかもしれませんが活動助成金として補助させていただいておりますので、ご理解いただきたいところであります。</p> <p>以上を南丹市当事者団体ネットワークの参画団体である南丹つぼみ会からの課題提示とさせていただきます。今回は、参画団体のうち1団体のみからの提示となりましたが、今後また課題として共有させていただきたい内容がありましたら、提示させていただきたいと思います。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
会長	事務局からの説明に関して、ご意見等ある方はおられますか。
A委員	<p>参画している団体からという形で課題提示させていただきました。市から課題提起を出してほしいという依頼があったので、それに対し、団体の方で意見を出したところです。その課題提起に対し、今、市からの回答をいただきましたが、今回示した内容は当事者の切実な思いについてとりまとめたものです。これに関してこの場での議論をお願いしたいと思います。</p> <p>また、提言という協議会としての役割があると思います。計画書素案の72ページ「地域生活支援事業の実施」のところに「検証や提言を行います。」と明記されています。協議会として、提言という形で意思表示をお願いしたいですし、行動をとっていただきたいと思います。</p>
会長	提言を行うための議論をしてほしいという意見がありました。これまで開催してきた自立支援協議会の中でも様々な協議を進めてきていますので、そういったところも協議内容として考えられると思います。本日の資料等に関して、各委員から、関連する部分についてお話いただければと思います。
B委員	精神障がい者に関する雇用機会に関するお話がありました。現在の法定雇用率は2.3%となっており、各企業で達成に向けた取組が進められているところで

	<p>す。また、企業での雇用に関して、これまでの区切りが変更されまして、短時間勤務の方についても0.5人として換算できるようになったこともあり、短時間でしか働けない方の雇用についても、積極的に広がっていきたく思います。1日2時間、週で10時間の勤務であっても、計上できる算定基準となったことにより、精神障がい等で短時間しか働けない方についても、積極的な雇用が図られるようになるのではないかと考えています。また、働く意欲のある方に対する、就労支援・就労体験についても、推進を図っていければと思います。周知も含めて、積極的に進めていきたいです。</p>
C委員	<p>権利擁護に関する部分について、社会福祉協議会の方でも、法人後見の事業を進めているところであります。なかなか対象の方が少ない状況ではあるので、今後また利用者の方が増えてきた場合には、それに伴いまして体制の強化をしていきたいと思っておりますし、より良いサービス提供に向けて、専門性をさらに高めていければと思います。また、見守りに関するところについても、生活相談課を中心に対応を進めていければと思います。</p>
会長	<p>地域活動支援センターでも、引きこもりの支援としてイベントの実施も考えて計画しています。そういったものに関する広報もさらに取り組んでいくことで、1人でも多くの方にご参加いただけるとありがたいと思っています。A委員でそういったイベントを実施することはご存じだったのでしょうか。</p>
A委員	<p>直接関係しているのかはわかりませんが、11月11日に音楽イベントがあることは聞いています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今後も色々な取組を予定していますし、周知・広報についても行っていきたいと思っております。</p>
A委員	<p>今あった説明の中にも、きちんとできているとは言えないという説明があったと思います。その部分に対して、協議会として市に提言する価値はあると思うので、対応をしていただきたいと思います。不十分なところがあるという風に、市としても認めたいと思います。不十分な部分に関しては、十分なものにする必要があると思っておりますし、協議会として提言していくことが必要だと思っております。</p>
会長	<p>計画でも取組として取り上げられている課題もあると思いますので、そういった次の活動にも期待しながら、市の担当課へ問題点があれば提言も考えていければと思いますし、本日の課題については、他の担当課とも共有してもらって次に繋げていければ良いと思います。</p>
A委員	<p>市から求められた課題提示に対し、こちらから課題を提示し、それに対して、市の方からは不十分というような回答があったのは事実です。これで終わりではだめだと思いますし、今後提言する可能性があるのかについて、この場で明言していただきたいと思います。他の団体からの課題提示についても、いつでも出していい</p>



	<p>と言われていました。今後、提示する課題に対しても、提言をしていくという可能性を示していただきたいです。</p>
会長	<p>課題や問題点に関して、本日の議論も含め、委員の皆様にも課題の内容について意識してもらえた形になったと思いますし、日頃から課題に対し、意識高くご対応いただいているところかとも思います。そういった部分も含めて、今後も協議会の中で情報の共有をしていければと思いますし、そういった機会がより住みやすいまちづくりへと繋がっていけば良いと思います。本日は課題について共有するという形にさせていただいた、ということでよろしいでしょうか。他にご意見等なければ、続いて協議事項に移りたいと思います。</p> <p>それでは、協議事項 (1) 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る素案について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料②「南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)」をご覧ください。こちらは送付が遅くなり申し訳なかったのですが、事前に委員の皆様にご送付させていただいた資料に修正を加えたものになります。大幅な修正はありませんが、修正箇所については後の説明の中で報告いたしまして、その他軽微な修正は割愛させていただきます。そして、資料③以降は前回の協議会でも資料として配布しているものですが本日も参考に添付しております。資料③-1が「次期計画の骨子案」、資料③-2が「地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する南丹市の現状」、資料③-3が「今後のスケジュール」となっております。</p> <p>資料③-1の骨子案の裏面をご覧ください。前回協議会において、計画の基本理念について協議いただきましたところ、B案の「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまち 南丹市」を推すご意見がありましたが、サブタイトルの見え消し部分を除いてが良いということ、そして「ともに」の前に句読点を入れるなどして区切りをつけてはどうか、との内容でした。今回、事務局で検討しました結果、ベースをB案とし、A案の一部も取り入れる形にさせていただき、「ともに」の前はスペースを入れ、右側に示しておりますように、「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市」を最終案とさせていただきたいと思っております。それを踏まえて、素案についての説明を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、資料②の素案をご覧ください。表紙を含めると、今の段階でもすでに100ページ近くの量になっておりまして、委員の皆様には事前確認いただく作業についても大変なご負担をおかけいたしました。表紙をめくっていただいて、目次をご覧ください。目次構成としては、当初の予定どおり、第1章～第6章までの6章仕立てとしております。第1章では、計画の策定趣旨や計画の性格及び位置づけ、策定期間、策定体制を記載しております。本計画はご存知のとおり3本の計画からなっておりまして、4ページに記載がありますように、障がい者のための施策に関する事項を定める障害者計画は、計画期間が令和6年度～11年度の6年間、そして、障害福祉サービスの必要量とそれらを確保することに関して定める障害福祉計画、児童の通所や相談支援の提供体制について定める障害児福祉計画の2本の計画については令和</p>

6年度～8年度の3年間の計画期間となっています。

また、策定体制としては、本協議会での協議、そして前年度に実施しました市民の方と関係団体からのアンケート調査結果、それから来年1月に予定しているパブリックコメント、これらの意見を幅広く聴取することを策定体制としております。

目次に戻っていただいて、第2章では、南丹市の障がいがある方の種別ごとの状況や精神通院医療の受給者、そして難病指定を受けておられる方の状況を資料として記載し、それに続いて昨年度実施しましたアンケート調査結果について概要をまとめた資料を掲載しています。ここまでは、前回協議会でお示ししました案の内容と同じものとなっております。

第3章は、計画の基本理念から始まり、施策体系までを記載しており、第4章はその施策体系に基づいて設定しました基本目標の1～6と事業内容を記載しています。第5章では、成果目標の設定として、これまでの成果目標に加えて、新たな国の指針に基づいて設定をしています。活動指標については、現行計画の実績の確認と、それらを踏まえた次期計画でのサービス量の見込みや目標値を定めています。次の「障がいのある子どもへの支援」では、児童に対するサービス提供量の見込みや目標値を定めた内容となっております。第6章では、計画の推進を図るために必要なこととして、関係機関との連携や、相談体制の充実を図ること、そして、計画の達成状況を評価するため、チェック体制を行うことなどを記載しています。最後に、資料編としまして、計画を審議いただいた本協議会の委員の皆様の名簿、そして策定経過について記載をさせていただく予定です。目次としては、このような構成を予定していますので、宜しくお願いいたします。

それでは、本日は第3章及び第4章について主にご審議いただきたいと思っておりますので、最初に素案23ページをご覧ください。基本理念については、冒頭でもご説明しましたが、「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」を案としておりまして、この理念をもとに次の25ページ以降では基本目標、そして基本施策を掲げています。基本目標については、現行計画を踏襲し、基本施策については現行計画をベースとして追記などを行っておりますので、事業内容について後ほどご説明していきます。

26ページをご覧ください。今回の計画は、市民の方からもよりわかりやすく、親しみやすい計画にしたいという思いから、各基本目標ごとの前置きとして、現状の課題となっていることや、これからはこういった取組が必要だと思ふ、などをイラストで示しているところが現行計画からの見直し点になり、記載方法に工夫を行ったところでもあります。本日は、素案のすべては網羅できませんが、記載している基本施策を検討しました背景、そして市として特に重点的に取り組む必要があると考える内容について、ご説明したいと思います。

まず、資料26ページからの基本目標1「ともに育ち、ともに学ぶために」の策定に至った背景ですが、市の事業として、子どもの健やかな成長と発達、早期療育事業はこれまでからも力を入れてきたところであり、また、障がいのある子どもの自立と社会参加についても以前から計画に掲げておりまして、そのためには社会の中で日常

的に他人と関わり、ともに生活していくために必要な能力、いわゆるソーシャルスキルを育成することが求められている中で、今後の取組の方向性としても、対人関係が構築できる力を習得できるよう、家庭、保育、教育の場、さらには地域での支援、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で学ぶことで、達成感を持ちながら生きる力を身につけていくこと、人と関わる社会的経験をできるだけ多く積み重ねられる環境づくりに努めることを取り入れています。また、インクルーシブ教育という言葉が最近よく言われますが、これは、多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するため、教育を改革するプロセスのことを言います。実践例として、特別支援学級や通常学級を行き来できる体制の整備であったり、特別支援学級と通常学級が共同で学習を行うなど、障がいに関係なく子どもたちが一緒に学ぶ仕組みづくりであり、この考え方によって障がいのある子どもはいろんな経験や教育を受けることができ、その周囲の子どもは多様性や道徳心などを育むことができるとされています。また、年々増加傾向にあります発達障がいへの理解や支援としても、社会経験を多く積むことで多くの成長が見込まれること、本人が障がいを受け入れて、発達障がいの特性である不得意なことを理解することによるストレス軽減対策への支援も必要です。同時に、保護者支援も課題になっていまして、子どもの発達に見通しを持って、育児をしていく上での安心感が持てるような支援を目指すこと、また、日常生活を送る上での困難さを理解して、つまずきの要因を探ることで子どもが生きやすくなるような支援の充実も事業内容に含めております。南丹市は、乳幼児期から18歳未満の児童の成長発達に関する支援として、子育て発達支援センターの事業運営に力を入れておりますので、30 ページ (3) 「発達障がいなどの理解と支援の充実」における、主な事業の事業項目①に当初は「子育て発達支援センター」の記載をしていなかったのですが、児童の成長発達への支援、として追記修正しています。また、障がいがあることを要因とする生きづらさを、障がいのない子どもと幼少期から共有したり、困りごとを共に解決してもらうことで、必要な時に助けをお願いできる「受援力」の力をつけることも必要と考えています。他人から理解されることは自己肯定感を育みますし、二次障害への防止にも繋がるのが期待できます。そして、南丹圏域の行政や福祉関係機関、地域の関係者がつながり続ける支援ネットワークにおいて、地域課題を共有し、障がいのある人を地域でどのように支援していくかについての検討は引き続き重点的に行っていくことも施策に取り入れております。これらを基本目標 1 の重点的な取組として作成をいたしました。

続いて、資料 34 ページからの基本目標 2 「働く場や生きがいの創出のために」の策定の背景に移ります。雇用や就労支援体制の充実についてですが、昨年度実施しましたアンケート調査では、障がい者が継続した就労をするためには、職場やともに働く人たちの障がいへの理解が重要であることへの回答が多かったことから、企業に対する障害者雇用の促進や啓発活動に積極的に取り組んでいく必要があります。さらには、一般企業へ就労した人が職場に定着することへの支援を南丹市の基幹相談支援センターなどが中心になって関係機関と連携しながら相談助言などを行うことを取り入れています。また、外出・移動の支援に対しても、アンケート調査では不足や不満

を感じている人が多く、障がいのある人が地域での生活を充実させるためには、移動環境の整備が重要な課題となっています。南丹市ではガイドヘルパー派遣事業を行っておりますが、そのみでは資源不足の解消には至らない現状もあります。この広大な地域での移動支援を考えるには、事業としての取組に頼るのみでは限界もありますので、やはり地域内の支え合いによる移動支援活動が広がるように、南丹市地域福祉計画と連携しながらの体制づくりを検討することも重要であると考えます。以上が、基本目標 2 の策定背景となります。

続いて、資料 39 ページからの基本目標 3 「すこやかなくらしのために」を策定した背景ですが、障がいのある人のこれからの高齢化に伴う医療ニーズであったり、難病患者、高次脳機能障がいのある人、そして国の基本指針でも掲げられている、強度行動障がい者の支援ニーズを把握した体制を整備することも求められています。また、医師会との連携による医療体制の充実も継続した取組が必要であり、難病患者への支援についてもまだまだ周知が必要なところがありますので、保健所などと連携を図っていく必要があります。41 ページの (3) 「精神保健福祉施策の推進」では、精神障がいのある人が年々増加している中で、軽度のメンタルヘルス相談の増加も見られることから、地域での身近な支援者や精神疾患への正しい理解を広めることも重要と考えます。下の主な事業では、3 つの事業項目を掲げていますが、3 項目とも新規で掲げた事業内容となります。医療との連携であったり、基幹相談支援センターを中心とした相談支援の充実、そして地域で見守り応援することへの理解を広めることを掲げております。また、精神障がいの認定を受けた人のみではなく、その手前の、精神に課題を抱える人のケアも今後の市町村事業として取組が必要となってきますので、それらの内容も国が示す方向性として取り入れています。以上が基本目標 3 を策定した背景となります。

続いて、資料 42 ページ～の基本目標 4 「自立した生活をおくるために」に移りまして、43 ページに (1) 「相談体制の充実」を掲げていますが、最近の事情として、障がいのある人のみならず、その家族支援の必要性も高まっており、相談内容も多様化している現状があります。アンケート調査でも、障がいに関する専門的な相談ができる支援を求める回答が多く、南丹市の基幹相談支援センターが中心となり、当事者やその家族、地域での支援者の相談につながる「入口」となって、課題の早期発見や専門機関との連携による支援体制整備に努めることを取り入れています。さらに、相談支援事業所がしっかり機能するよう、基幹相談支援センターによる事業所支援や助言、指導を行うなどして、相談支援の質の向上や人材育成も強化していくことを取り入れています。また、45 ページ (2) 「情報提供体制の充実」ということで、障がいの有無にかかわらず、必要な情報が必要な人に行き渡るよう情報提供体制の配慮にも努めることが求められています。同時に、新規の事業項目を 45 ページ下段の③「障がいへの理解促進」として掲げておりまして、障がいに対する正しい知識の周知を図るなど、積極的な情報発信、また、障がいのある子どもを持つ親が、働きやすく配慮された環境で雇用継続されるよう、企業への理解促進にも取り組むことを取り入れています。46 ページ (3) 「権利擁護体制の充実」では、主な事業の①「成年後見制度

	<p>の利用促進」において、市民後見人による支援の活用について追加し、さらに新規で④「障がい理由とする差別の解消の推進」を追加しています。これは、令和6年4月から行政のみでなく、民間の事業所にも「合理的配慮」が義務化されることから、その周知啓発に努めることで差別解消への取組を推進しようとするものです。また、47ページ(5)「包括的な支援体制の構築」では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる共生社会を目指すため、関係機関や分野ごとの横のつながりを強化し、包括的、重層的な支援体制の構築を図ること、そのためには基幹相談支援センターが関係機関とそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携確保に努めることを掲げています。</p> <p>続きまして、資料48ページからの基本目標5「安全で快適なくらしのために」ですが、地域におけるユニバーサルデザインの取り入れや、バリアフリー支援、そして災害時要配慮者支援台帳の周知に向けた取組が必要とのことで、今後の施設の環境整備や要配慮者支援台帳整備、さらには個別計画についての必要性の周知にも取り組むことを取り入れています。</p> <p>最後に、資料52ページからの基本目標6「共感しあえる地域づくりのために」では、福祉の心、人権意識の高揚を継続項目として、施策についても継続した取組を行うこと、また、地域ぐるみのネットワークづくりの推進についても継続した取組を行うことを引き続き事業内容としています。</p> <p>56ページ以降の第5章「障害福祉計画・障害児福祉計画」については、目次の説明でも申し上げましたが、福祉サービスを提供するにあたっての令和6年度～8年度の目標や見込み量について設定しています。基本的に現行計画を踏襲しながら、国の指針で追加されたものを取り入れて策定しています。中には、南丹圏域で調整が必要な項目もあり、そちらについては調整中としていますが、1月に実施するパブリックコメント前に開催予定の12月の協議会には、改めて提示させていただく予定ですのでご理解いただきたいと思います。また、この第5章については、事前送付しました素案の内容から、全体を通して表の枠組みや配置などに修正を加えることで、視覚的に見やすくなるように見直しをいたしました。</p> <p>今後のスケジュールについては、資料③-3に記載しておりまして、前回協議会での資料と同じものになりますが、12月の協議会で素案を再度提示させていただき、1月にパブリックコメントの実施、それらを反映したものを最終の策定計画として、3月に委員の皆様にご報告したいと思います。</p> <p>以上を次期計画の素案についての説明とさせていただきます。</p>
会長	事務局の説明について、ご意見等ある方はお願いします。
A委員	<p>今回策定する計画の中には、障害児福祉計画も含まれているものだと思いますが、データが並んでいる部分に、障がい児に関する現状のデータが見当たらないです。療育手帳の人数も載っていますが、障がい児に関わるデータをもっと載せるべきではないかと思います。例えば、発達障がいに係るデータ等もあると思いますので、そういったものを載せてほしいです。また、障がい児への支援は重要なことだと思うので、障がい児の当事者(保護者)本人をこの協議会の委員に入</p>

	<p>れていただきたいです。当事者（保護者）本人の意見を出してもらうための方法としては、協議会の委員として委嘱していただきたいです。当事者（保護者）の意見を聞く機会を作っていくために、委員に入ってもらわなければならないのではないかと思います。</p>
事務局	<p>障がい児に関するデータの記載については、検討させていただきます。また、委員に関してましては、今年度で任期が満了となるため、次期委員の選出の際に、ご意見として参考にさせていただきながら、選出を行っていきたいと思います。</p>
A委員	<p>私が申しているのは、この計画に当事者（保護者）の意見を取り入れるために委員を委嘱するということですので、今回の任期において対応をお願いします。</p>
D委員	<p>障がい児への支援が重要であることは私も感じているところです。現状と課題の部分に、子どもの健康維持に向けて、各種健診を受けるなどの早期発見・早期療育に向けた取組が重要であるとの記載があります。障がいのある子を子育てしている方、子育て支援課の方、就学前の児童の保護者から相談を受けている方等の意見が、この計画の策定には必要なのではないかと思いますし、そういった方の参画が必要だと思います。</p> <p>また、この現状と課題に記載のある「子どもの健康維持・早期療育が重要」という文章は、どういうことを指しているのか、文章的に疑問がありまして、子どもの発達に関して支援をしていくための取組が重要ということなのか、今一度確認させていただきたいと思います。また、アンケートの中に、保護者の方から診断に時間がかかるという意見が挙がっており、そういった意見がある以上、対応について考えていけないといけないと思いますし、こういった貴重な声を課題として把握し、健診に関する課題・問題があるのではないかと認識を持って検討を進めてほしいと思います。保育や教育に関する部分については、早く対応していかないと子どもは育って行ってしまいます。健診もスムーズに対応していけるよう取り組んでもらいたいですし、具体的な課題の解決に向けた手法をもっと書いてほしいと思います。</p>
会長	<p>子どもの診断に時間がかかるという課題については、重要な課題であるかと思っています。健診の方法や対応について見直しもしていただければと思いますし、計画の内容についても検討いただければと思います。</p>
D委員	<p>別の項目に関しての質問ですが、31 ページに記載の「放課後活動の充実」に関して、学童に通っている子のうち、障がいのある子が何人いるのか、わかるのであれば教えてほしいと思います。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんが、現在データを持ち合わせていないので、この場での答えは難しいです。</p>
D委員	<p>障がいのある子どもたちは、全員が放課後等デイサービスや学童、事業所の支</p>

	援サービスを利用しているということでしょうか。
事務局	どのような支援サービスの使い方をしているかは個人によるところが大きいですし、また、放課後等デイサービスと学童保育の両方を併用しているという方もおられます。
E委員	<p>障がい児への支援は強化されてきており、大学のカリキュラムにおいても「障がい者」が「障がい児・者」に変わったのもあったり、国の方針としても、支援の強化が進められてきている状況です。障がい児に係るデータに関しては、計画書の最初に記載のあるデータの部分に、18歳未満のデータも記載されていると思います。しかし、表示の形式として、そこが含まれているということが見えにくくなっているため、タイトルを「障がい児・者」のような形に変えるのも1案であると思います。見せ方を工夫することも良いことだと思いますので、また検討いただければと思います。</p> <p>障がい者を示す言葉として、「がい」とするのか「害」とするのかという部分は、統一を図ったほうが良いと思います。国は「障害」と漢字を用いているので、国の制度等に関しては漢字表記になると思いますが、それ以外の部分については、一定のルールを設定して統一した方が良いでしょう。障がいのある「方」と「人」もあるので、そういったところもどちらかにした方が良いでしょう。また、一定のルールがある場合には、その表記もしていけると良いと思います。</p> <p>また、用語に関連して、「子どもの介助を行いながら」という表記がありますが、この「介助」は一般的に使われている言葉なのか、確認したいと思います。近年では「ケア」という表現が用いられることが多いように思いますし、「介助」という言葉が示すのは限定的な部分なのかとも思います。保護者が仕事と家庭を両立することに係る課題について書かれている部分なので、ここは「ケア」の方が適切なのではないかと思いますので、ここも検討いただければと思います。また、もう一点「福祉のこころ」という表記がありますが、厚生労働省では地域共生社会に関する部分で「福祉マインド」という言葉を使っています。これを日本語に置き換えたことについて、何か理由や背景があるのであれば、問題ないかと思いますが、「福祉マインド」の方が幅広く使われている言葉なのかもなと思うところなので、こちらも検討いただければと思います。</p>
事務局	「障がい」、「障害」の表記については、統一を図らせていただきます。また、南丹市では身体障害者福祉会が発足された際に、障がいの「害」の漢字表記は、名詞以外は使わないということが決議され、それ以降表記についてはその形でさせていただいてきたので、今後もそのようにさせていただければと思います。また、障がいのある「人」、「方」についても整理させていただきます。

<p>株ぎょうせい</p>	<p>高齢者に対しては「介護」、障がいのある人に対しては「介助」を用いることが多いため、また、カタカナ語を多用することも避けたいという思いもあり、ここでも介助の言葉を使わせていただいているところです。しかし近年では医療的ケア等「ケア」を用いることも増えてきており、一般的な言葉として浸透してきていると思うので、どちらを用いるかについてはご意見を参考に検討をさせていただければと思います。「福祉マインド」についても同様に、検討したいと思いません。</p>
<p>E委員</p>	<p>読み手にとってわかりやすい言葉で表現できると良いと思います。検討いただきますようよろしくお願いします。また、41 ページに「難病等への支援を明確化」という表現があるが、この「明確化」という言葉をどういった意味で用いているのかについても教えていただければと思います。</p> <p>地域移行に関する目標設定に関しても、もちろん国の方針として地域への移行が進められているのは理解していますし、その方向性で進めることに異論はないのですが、やはり一定数施設での暮らしを希望している方もおられると思いますし、そういった方の希望を叶えることも大事な部分だと思います。南丹市としては、入所施設が何か所あって、定員が何人なのか、今現在満室で待機が出ているのか、それとも空きがあるのかといった状況を把握したうえで、目標設定がなされる必要があると思いますので、情報の整理をお願いできればと思います。</p>
<p>株ぎょうせい</p>	<p>「明確化」をいう表現は国の基本指針の言葉をそのまま用いた形になっており、わかりづらい表現で申し訳ありません。難病患者への対応についても取組については、記載させていただいている状況です。</p>
<p>事務局</p>	<p>施設数・入所者数・定員については、市として把握している数値となっております。待機の状況については、各施設に個別にエントリーシートに関して調査を行えば把握はできると思いますので、対応について検討させていただければと思います。また、市内の施設を希望される方だけではないと思いますので、そのあたりも把握する視点が大事であるとは考えています。</p> <p>聞き取りでの調査については以前実施させていただいたところで、その段階では入所希望のある方はいないという状況ではありましたが、市内にある事業所5か所に対し、再度の聞き取りはできるだろうと思いますので、調整したいと思います。</p>
<p>E委員</p>	<p>今、全国的にこの待機者の状況については把握を進めていくべきだという流れがありますが、多くの自治体で把握がされていない状況です。そういった状況に対し、自治体でなく研究チームによる調査が計画されています。国の方針に沿うのも重要な視点ではありますが、市の現状に合わせて目標設定することが重要だと思います。必要であれば、国の基準に沿わず、現状を維持していくという方向ももちろんあると思います。3年間という計画ですので、長期の視点も含め現状に沿った目標設定をしていってほしいと思います。</p>



<p>会長</p>	<p>アンケートでも入所施設を希望する声があったように思います。そういったデータ等も活用しつつ、今後の見込みという形で表現していけると良いと思います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>計画書全体としてですが、抽象的な表現をやめていただきたいです。「図ります。」「強化します。」という表現ではなく、何をどういう風に良くしていくのかといったことを明確化していくことが必要であると思います。計画における取組を進めていく段階では少なくとも必要になってくることだと思えます。</p> <p>相談に関して、相談支援事業所の人員不足の深刻化については以前から問題視されているところで、課題としても挙がっていますし、取組の中で対応策について記載をお願いしたいです。利用者としても深刻な課題であると思いますし、困ったことがあったときに最初に相談できる場所である、相談支援事業所を大事にしてもらいたいです。また、44 ページに記載のある「地域の相談連携」について、健康推進委員が記載されていますが、こちらは地域の相談機能としては機能していないと思います。また、民生委員についても周知できておらず、そういった人たちの存在が知られていません。地域の人と近い距離において連携をもっと進めていただきたいです。</p> <p>成年後見制度に関して、先ほどリレー形式で専門職から市民後見人へという説明がありましたが、リレーに限定しないでもらいたいです。新たな申し立ての際、新たな後見人を付ける際にも、市民後見人の選択を可能とさせていただきたいです。リレー方式とする形は、専門職の方の基準において「市民後見人でもできる」と判断するような感じがして腑に落ちないです。また、法人後見に関してもなぜ明記されないのでしょうか。社会福祉協議会の方で取り組まれている法人後見は、市民としても信頼できるありがたい存在ですので、ぜひ明記をしていただきたいと思えます。</p> <p>福祉避難所に関して、災害時に一般の避難所では受け入れが難しい人や、福祉避難所ではしか対応が無理な人が避難する先としての福祉避難所ですが、事業所が受け入れできない時、受け入れを拒否した場合は利用できない現状があります。また、利用できる事業所が遠くて利用できないこともありますので、その現状に対応してもらいたいです。また、「災害時要援護者支援プラン」の記載に、平常時の備えとしてという表記がありますが、これは緊急時の備えではないのでしょうか。個別計画に関しても市が全く動いていない現状があり、市からの働きかけもほとんどないと聞いていますので対応をお願いしたいです。</p> <p>ひきこもりに関しても、計画における取組として記載してもらいたいです。ひきこもっている人は、障がい者が多い。現に 8050 問題のような状況となっている人もいます。</p> <p>自立生活援助サービスについて、現状として市に事業所がない状況ですが、見守りのサービスであるので利用したいと思えますし、必要な人が多くいると思えます。この 3 年のうちに事業所ができることを願っています。</p>

会長	<p>各項目におけるすべてのご意見を反映させるのは難しいかもしれませんが、挙げられた意見の項目については、検討・調整いただければと思います。網羅は難しくても、ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>ご意見については内容確認し、より良いものになるよう計画への反映を検討していきたいと思ひます。日常の見守りに係る支援を行う事業所について、現状として圏域内にない状況で、京都市にはいくつかある、といった状況となっています。委員の皆様把握されている状況として、そういった事業所が新たに参入いただけるような状況が現状としてあるのか、教えていただければありがたいです。</p> <p>介護人材に関しては、職員雇用への補助や奨学金への補助といった事業を展開していますし、南丹市で働いてくださる方への援助を積極的にやってきました。人材に関する取組は、すぐに効果が上がるものではないところが難しいところではありますが、市としての独自の取組を進めていることはこれまでご紹介させていただいております。また、こういった支援は高齢者施策として、高齢者の支援者に対する援助のみとしている自治体がほとんどである中、南丹市においては、障がい者への支援策として、障がいのある人への支援をいただいている方への援助としても利用できるよう取組を進めているところです。また、物価高騰対策として、市としても入所施設や事業所に対してガソリン代等への補助も実施してきました。これらのように、市として様々な取組を進めてきているところではありますが、他にもこういった支援があれば良い等のアイデアがあれば教えていただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>この自立生活援助サービスに関して、確かに南丹市には提供事業所がない状況にあると思ひますが、そういった援助が必要な方へのフォロー体制が、現状としてどうなっているのかを整理しておくことも重要だと思ひます。このサービスは、期限付きのサービスとなっており、訪問等の対応を随時行って地域生活を送るための支援や助言をしていくようなサービス内容ですが、相談支援の方で包含して対応しているのが南丹市としては現状なのではないかと思ひます。ですが、相談支援事業所についても、人手不足の状況がある中で現状としてどういった状況なのかは、把握しておくのも良いかと思ひます。</p> <p>また、こういった支援を行うにあたっては、相談支援事業所なり、サービスの提供を行う事業所なりで、本人との関わりが持たれている、繋がっている状況であればそういった支援ができるのですが、繋がっていない方については対応することも支援することも難しくなってしまいます。そういった方へのフォロー、繋がるきっかけ作りのようなところを民生委員さんを含め、関係機関が連携して取り組んでいけると良いと思ひます。</p> <p>施設待機者の話もありましたが、京都太陽の園でも待機者はいない状況となっています。施設としても、障がいの程度にもよるところが大きいのですが、医療的ケアが必要な方であると、受け入れが難しい状況もありますので、そうい</p>

	<p>った部分については、介助に関するスキルアップも大事だと思っておりますし、様々な障がいに対応できる支援体制についても検討を進めていくことが重要であると思っております。</p>
F 委員	<p>相談支援事業所に関しても、たくさんのご意見いただいておりますし、現状について申し上げますと、やはりいっぱいいっぱいとなってしまっており、新規等の方にそういった状況をお伝えすることが非常に心苦しい状況にあります。</p> <p>自立生活援助サービスに関して、相談支援事業所にも関係するところかと思いい、サービス提供事業所にお話を聞かせていただきました。私も少し調べただけなので正しい状況把握となっているかはわかりませんが、自立生活援助サービスを事業展開する際には、相談支援事業所や指定福祉サービス事業所であることが必要であることと、サービス管理責任者を設置する必要があるということがあり、人材不足の状況がある中で対応していくのは難しいのだろうと思っております。福祉人材の不足は全国的なものだと思いますが、相談支援事業所として支援し、さらにサービス管理責任者も必要となると、相談支援事業所だけの人員不足にとどまらない、南丹市全体としての人員不足に係ることになると思っております。実際にサービスを提供している事業所に、どういった方がそのサービスを使っているかについて話を聞いてみると、サービス等になかなか繋がりにくい人を対象としていると言われていました。実際にサービスを使っている方であれば、介助を受けたり、ヘルパーさんに来てもらったりして支援に繋がっていくけれど、そういった繋がりが無い方に対して、訪問等の支援をしているとのことでした。ケースによる部分は大きいかと思いますが、例えば、支援区分を持っていない方で、発達障がいの疑いがある方に対し、訪問や書類作成のお手伝いといった支援を行って、自立生活援助サービスからの卒業を目指すような支援を行っているとのことでした。また、その事業所においても、人員配置が非常に困難であると言われていました。兼務している方も多く、相談支援専門員の資格をまだ持っていない人も含めてなんとかやりくりしていて、サービス管理責任者は専属である必要もあるので、人員配置が非常に厳しいとのことでした。相談支援事業所の方に、信頼・期待を寄せていただいておりますし、ネットワーク会議等で話を聞いていると、家族も本人も、そして各関係機関からも困った時には相談支援事業所に相談してみようと言ってくださっていると聞きます。相談支援事業所としても、力をつけていくための勉強会や研修会も行っており、各福祉事業所とも連携しつつ、色々と力をつけていきたいと思っております。実際のところ、相談員が全て問題を解決しているわけではなく、相談員としてのスキルの引き出しに、自分の知識の他に関係機関の名称や担当者名前を入れておくように心がけていて、自分1人、相談員だけで解決せずに、必要なところに、必要な場所に繋ぐということも重要だと考えています。相談支援事業所も相談員も、そして相談する本人も一緒にステップアップしていけたら良いと思っておりますし、困っている本人が支援に繋がれるようになると良いと思っております。</p>

G委員	F委員のおっしゃる通りだと思っています。また、自立生活援助サービスについても、自身の事業所において調整しながら支援している部分だと思います。相談する先というのは、どこでも良いものだと思います。相談支援事業所はもちろん、民生委員も相談を受けて、支援できる先に繋げること、本人に合わせて繋げていくことが重要で、繋がった先でそれぞれの立場でその方を支援していけるような活動ができると良いと思います。
H委員	59 ページに記載のある一般就労への移行者数というのは、市で受給を受けている方が対象ということでしょうか。南丹市の方が、他の自治体の事業所を利用して一般就労した場合は「1」で、他の自治体の方が南丹市の事業所で一般就労した場合は「0」となるということですか。
事務局	おっしゃる通りであり、南丹市の受給者証をお持ちの方を対象とした人数を記載しています。
H委員	納得しました。自身の事業所でも一般就労した方がいたので、その数字が上がらないのは寂しいと感じていたところでした。
事務局	おっしゃる通り、事業所の方では昨年、今年と実際に一般就労への移行を実現された方がおられ、ご支援をいただいていたところです。大変ありがたく思っております。
D委員	移動に関する支援のところで、外出支援について、身体障害者福祉会の行事でスポーツ大会に参加させていただきました。その際に、参加した方から良かったという声を聞かせていただいたのは、現地までの交通手段の確保をしていただいたことでした。家から会場まで送迎があることを喜んでおられました。社会福祉協議会でも申請して、家の近くから目的の場所まで送ってもらうなど、本当に助かっています。障がいのある人のみでなく、高齢の方も移動支援は願っている人が多く、外出できないという状況もある中で、外出支援・移動支援を促進することは大事だと思います。ぐるりんバスもあるところですが、コースから目的地が遠いところに行きたい時には移動が難しいこともあるとのことなので、デマンドタクシーのような目的地に行ける支援を検討してもらいたいです。また、社会福祉協議会の移送支援についても、運転手がないことが課題であるとよく聞いています。そういったボランティアの方への支援、ボランティアの方が増えるような、啓発等の支援も進めていただければ嬉しく思います。
会長	アクセス支援は、高齢者も含む課題であると思いますので、高齢者の担当課とも連携・調整いただき、取組の検討を進めてもらいたいと思います。また、こういった支援があるということ、市民にわかりやすく周知してもらいたいと思います。
E委員	協議会の場で議論することではないかもしれませんが、こういった計画を策定

	<p>し、事業を推進していく際には、やはり予算が必要になってくると思います。各種事業を実行するための予算確保について、方向性等あれば教えていただければと思います。また、先ほども話していた待機者の調査についてですが、待機者について考える際には、施設だけでなく、地域に移行する際の受け皿としてのグループホームについても、待機の状況を把握することが大事だと思います。特に強度行動障がいの方については、地域移行を目指したとしても受け入れる側の受け入れ態勢が整わず、現実として受け入れが難しい面があります。そういった部分についても検討が必要だと思います。</p>
事務局	<p>待機者については、市の現状の把握をしていければと思いますので、方法や手法についてご教示いただけますと幸いですし、ご相談させていただければと思います。また、予算に関しては、市の独自事業である計画相談に関しては年間80万円の委託料の中で、できる限り人を当ててもらえるような取組も実施しているところですが、そういった事業についても待機の状況を把握するのに活用していけるといいますので、検討を進めたいと思います。</p> <p>予算に関しては、市の財政としても厳しいところではありまして、今ある制度を見直していくように、スクラップアンドビルドの視点も持ちつつ、取組の方向性について今後しっかりと調整・検討していければと思います。また、市民の方の視点からすると、やはり今まであった取組がなくなってしまうと、どうしてかという思いが強くなってしまいます。また、事業所運営に関しても、民間では受けきれないものもありますし、採算が合わず委託料を払いながら運営していくという形になっていく可能性もありますので、今後の方向性を考えつつ、ニーズにも対応できるよう、今1番必要な事業は何なのかということ、担当課でしっかり考ながら予算要求をしていけるよう考えております。</p>
E委員	<p>市が抱える課題を全て、市が主体的に解決していくものではないと思いますし、市民も一緒に協働でやっていくところもあって良いと思います。そういったところについては、情報共有していく中で実現するための工夫をしていければと思います。</p>
会長	<p>市民の声を共有しつつ、一緒に取り組んでいけると良いと思います。他にご意見やご質問はございませんか。特にないようですので、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には、慎重にご審議をいただきありがとうございました。</p>
司会	<p>円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして山本副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
副会長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただき、慎重審議をいただきありがとうございました。私も先日の10月16日に身体障害者団体連合会の近畿ブロックの福祉大会に参加させていただきまして、その中で「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という大会宣言があり、当事者の立場から主体的に課題の解決に取り組む</p>

	<p>ことが大切だという宣言がありました。様々な課題等がありますが、障がいのある人が、生きていてよかったと思える、安心して生活できるまちづくりを進めていければと思います。インフルエンザも流行っているので、皆様どうかお体を大切に過ごしていただけたらと思います。本日はありがとうございました。</p>
司会	<p>以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会いたします。次回の開催は、12月11日（月）14時からを予定しております。委員の皆様には、改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p>